

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成23年3月7日

月 曜 日

第 3294 号

目 次

告 示

○有害図書等の指定	1
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	2
公 告	
○獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	4

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第86号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成23年3月7日

富山県知事 石 井 隆 一

番 号	種 別	図 書 等	号数又は 発行年月 日	発 行 所 名	指 定 理 由
18987	雑 誌	実話大報 3月号	2011. 1. 29	株式会社ジ ーオーティ ー	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ぎやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
18988	"	メガベッピン VOL. 17 3月号増刊	2011. 2. 8	株式会社ジ ーオーティ ー	
18989	"	DVD マジヤバ 3月号	H23. 3. 1	株式会社サ ン出版	
18990	"	月刊 NAO No. 56	H23. 4. 1	三和出版株 式会社	
18991	"	ザ・エロンチュウ 4月号	2011. 4. 1	株式会社ダ イアプレス	

富山県告示第87号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営坪野地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月7日

富山県知事 石井 隆一

1 縦覧に供すべき書類

県営坪野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年3月7日から

平成23年4月5日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第88号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営滑川東部2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月7日

富山県知事 石井 隆一

1 縦覧に供すべき書類

県営滑川東部2期地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年3月7日から

平成23年4月5日まで

3 縦覧の場所

滑川市役所

教示

1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第89号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営富山広域地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月7日

富山県知事 石井 隆一

1 縦覧に供すべき書類

県営富山広域地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年3月7日から

平成23年4月5日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

上市町役場

立山町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により公告する。

平成23年3月7日

富山県公安委員会委員長 浅山 央

1 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成23年5月23日（月）	午後1時30分 ～午後4時	富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター
平成23年5月25日（水）		高岡市博労本町4番1号 高岡市ふれあい福祉センター
平成23年5月31日（火）		魚津市天神野新147番地1 新川学びの森天神山交流館

平成23年6月 4日（土）	富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター
平成23年6月 7日（火）	砺波市栄町717番地 砺波地域職業訓練センター
平成23年6月13日（月）	高岡市博労本町4番1号 高岡市ふれあい福祉センター
平成23年6月16日（木）	富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター

2 受講対象者

現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持し、かつ、平成23年6月1日から平成24年5月31日までの間に新規許可又は許可の更新を希望する者

3 受講手続

(1) 申込書の提出

受講を希望する者は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号）第20条の規定により、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に本人の写真（申込書提出前6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景で、縦36mm×横24mmの大きさのもの）2枚を添え、住所地を管轄する警察署を経由して富山県公安委員会に提出すること。

(2) 申込書の提出期限

平成23年5月16日（月）

(3) 受講手数料

3,000円分の富山県収入証紙を、納付書にはり付けて納入すること。

4 その他

- (1) 受講に当たっては、猟銃・空気銃所持許可証及び筆記用具を携行すること。
- (2) 詳細については、住所地を管轄する警察署へ問い合わせること。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催

するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により公告する。

平成23年3月7日

富山県公安委員会委員長 浅山 央

1 講習会の日時及び場所

日	時	場所
平成23年4月13日（水）	午前9時～	富山市新総曲輪1番7号
平成23年5月11日（水）	午後5時	富山県警察本部 会議室
平成23年6月15日（水）		
平成23年7月13日（水）		
平成23年8月10日（水）		
平成23年9月14日（水）		
平成23年10月12日（水）		
平成23年11月9日（水）		
平成23年12月14日（水）		

2 受講対象者

法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者（現に獣銃又は空気銃の所持の許可を受けている者は除く。）

3 受講手続

(1) 申込書の提出

受講を希望する者は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号）第20条の規定により、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に本人の写真（申込書提出前6箇月以内に撮影した無帽、正面三分身、無背景で、縦36mm×横24mmの大きさのもの）2枚を添え、住所地を管轄する警察署を経由して富山県公安委員会に提出すること。

(2) 申込書の提出期限

申込書は、受講しようとする講習会の開催日の10日前までに提出すること。

(3) 受講手数料

6,800円分の富山県収入証紙を、納付書にはり付けて納入すること。

4 考査の実施

講習の終了後、受講者に対しその場で考査を行い、当該講習事項に関し必要な知識を修得したと認められる者に対して、講習修了証明書を交付する。

5 その他

- (1) 受講希望者が 2 名以下の場合は、開催しない。
- (2) 受講に当たっては、筆記用具を携行すること。
- (3) 詳細については、住所地を管轄する警察署へ問い合わせること。
- (4) 会場へは、なるべく公共交通機関等を利用し、車両の乗り入れを控えること。

平成23年3月7日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番
